

(別表第1) (第4条関係)

保 育 料 月 額 徴 収 基 準 表 (1号認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収額
階層区分	定 義			
第 1	生活保護世帯			0
第 2	1	市町村民税非課税世帯 及び所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0
	2		ひとり親世帯等以外の世帯	(0) 2,700
第 3	1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	(0) 3,000
	2		ひとり親世帯等以外	(6,300) 12,700
第 4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下			(9,200) 18,500
第 5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上			(11,600) 23,200

() は第2子の場合

備 考

- 1 生計を一にする2人以上の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下、同じ)第3学年までの子どもが、以下に掲げる施設又は事業を利用している場合
 - (1) 保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部(以下「保育所等」という。)
 - (2) 特例保育、家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)
 - (3) 児童発達支援若しくは医療型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という。)
 - (4) 小学校第1学年から小学校第3学年

階層区分	児 童	徴収金の額
第4～第5階層に属する世帯	上記1に該当する子どものうち、最年長児が就学前子どもである場合	徴収基準額表に定める額
	上記1に該当する子どものうち、次年長児が就学前子どもである場合	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に該当する子どものうち、上記以外の児童	0

- 2 第3階層以下に該当する世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする2人以上の子ども(監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。以下同じ。)の人数により算定を行うものとする。
- 3 生計を一にする子どもが3人以上いる世帯における、3人目以降で保育所等を利用している児童の保育料については、月額6,000円を上限に減額する。
- 4 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、実費負担分(給食費、教材費等)を含まない。